

農林水第33号

監第130号

令和2年(2020年)5月28日

各発注機関の長 様

農林水産部長

土 木 部 長

緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言については、令和2年(2020年)5月25日に解除されたところですが、令和2年5月25日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長からの事務連絡を踏まえ、施工中の工事及び業務における一時中止措置や感染拡大防止措置等については、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和2年4月14日付け農林水第6号・監第26号)により適切に対応くださるようお願いいたします。